

公園砂場の掘り起こし等業務委託仕様書

1 業務上の注意

- (1) 受注者は来園者に損害等を与えないように留意して作業を行わなければならない。
- (2) 受注者は人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故の内容等について遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- (3) 監督職員は現地調査の結果により、当初の見込みを下回ると認められる場合は、砂場の数量面積の変更を指示することが出来る。
- (4) 受注者は、設計図書に疑義が生じた場合は、すべて監督員と協議し、その指示に従わなければならない。また、設計図書に明記してなくとも、業務施行上必要な事項は、監督員の指示に従わなければならない。

2 業務箇所

本業務の作業箇所については別紙のとおりとする。ただし、監督員の指示があった場合はこの限りでない。

3 業務内容

- (1) 雨天時の作業は控えること。
- (2) 掘り起こし
 - ① 作業開始前には必ず、表面の雑草や落葉、及び犬や猫、鳥等の糞尿、並びに異物等（以下、「異物等」という。）を取り除くこと。
 - ② レーキ等により砂を均一に掻き均(なら)した状態から、砂場専用の清掃機又は同等の機能を有する機械で深さ20cm以上まで攪拌(かくはん)すること。
 - ③ 機械での施工が困難な隅等は、人力で丁寧に攪拌すること。
- (3) 異物等の除去
 - ① 攪拌した砂は、砂場専用の清掃機又は5mm以下の網目の篩にかけ、砂の中の異物等を取り除くこと。
 - ② 収集した異物等は、分別して園外に持ち出し、受注者の責任において適正に処分すること。
- (4) 薬剤散布
 - ① 次亜塩素酸ソーダ（以下「薬剤」という。）を深さ20cm程度まで達するようにまんべんなく散布すること。さらに表面より薬剤を散布し、撒きムラをなくすること。
 - ② 薬剤の塩素濃度は200ppmに調整すること。
- (5) 砂場の点検
 - ① 委託業務実施時に、砂場の点検を行い、異常や改善の必要な箇所を発見した時は、必要に応じて安全措置を施すとともに、直ちに監督員に報告すること。
- (6) 作業完了後
 - ① 再びレーキ等により砂を均一に掻き均し、後片付け・清掃（清掃は砂場だけでな

く、その周辺を含む)を行うこと。

4 業務報告

- (1) 委託業務完了通知書を業務終了後10日以内に必ず提出すること。
- (2) 委託業務完了通知書には、業務実施報告書、公園施設点検報告書並びに作業写真(作業前、作業状況、作業完了時)を添付し、作業写真については撮り忘れ等のないよう十分留意すること。また、作業を実施した日の時間帯についても別紙報告書の中に記入すること。
- (3) 作業写真は、必ずデジタルカメラ(1280×960ドット以上)で撮影し、日付を記入した黒板を掲示するとともに、写真そのものにも日付が入るようにすること。
- (4) 指定の実施日に実施できなかった場合は、その理由を業務実施報告書に記載すること。
- (5) その他、監督員の指示に従うこと。

5 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、鹿児島市指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 鹿児島市は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
- (3) 鹿児島市は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を鹿児島市に提出するものとする。